



臨時号10/25

十津川

村報とつかわ

お5ぶりのハッチプレス「心身再生の鍵」

【発行】十津川村総務課
(災害対策本部 広報班)

〒637-1333吉野郡十津川村小原225-1
tel0746-62-0001 fax0746-62-0210
公式サイト: <http://www.vill.totsukawa.lg.jp>
メール: soumu@vill.totsukawa.lg.jp

この臨時号は、10月24日(月)時点の情報をもとに作成しています。

被災者支援

☑災害見舞金

台風12号災害で住居や家財に被害を受けられた方を対象に次の災害見舞金を順次支給する予定です。

【住居と家財に被害】

被害規模	見舞金額 (1世帯3人まで)	世帯の人数が3人を 超えるときの加算額
全壊	30万円	1人につき2万円
半壊	15万円	
一部の損壊 床上浸水	10万円	

【住居に被害】

被害規模	見舞金額
全壊	20万円
半壊	10万円
一部の損壊 床上浸水	5万円

【家財に被害】

被害規模	見舞金額 (1世帯3人まで)	世帯の人数が3人を 超えるときの加算額
全壊	10万円	1人につき1万円
半壊	5万円	
一部の損壊 床上浸水	2万5千円	

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0902

☑県義援金の配分基準額が決まりました。

●県から市町村への義援金の配分対象及び配分基準額は次のとおりとします。

死者	1人当たり 100万円
行方不明者	1人当たり 100万円
重症者	1人当たり 50万円
住家全壊	1戸当たり 100万円
住家半壊	1戸当たり 50万円
住家床上浸水	1戸あたり 20万円

※住家被害は1戸に複数世帯が住んでいても、配分基準額は同一金額。

●配分方法

上記配分対象の被害者(棟)数に配分基準額を乗じた合計金額を、該当市町村に送金します。

なお、被害者(棟)数は県災害対策本部資料「台風12号による市町村被害状況について」により送金しますが、建物被害状況調査の結果により棟数に変更が生じ

た場合は配分額を増減します。

●長期避難世帯等への対応については、第2回配分委員会において審議します。

できるだけ早く指定された口座に振り込まれる予定です。

☑全国から村に1億3,643万2,124円の寄附金・義援金

10月21日現在、全国から村に寄せられている寄附金・義援金をお知らせします。

《寄附金》323件 98,589,345円

災害の復旧などの村活動に役立てます。

《義援金》781件 37,842,779円

被災された村民の皆さんの生活支援に役立てます。

●村災害義援金配分委員会を開き、できるだけ早く被災された方に支給する予定です。

☑奈良県後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免について

台風12号で被災された後期高齢者医療被保険者の方は、状況に応じて保険料の減免、一部負担金(保険診療や調剤に対して医療機関や薬局の窓口でお支払いただく金額)の支払いが免除(または減額)される場合があります。

●対象となる方

⇒住宅が損壊した(り災証明書による被害認定が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれか)

⇒住宅が警戒区域内

⇒家財、その他について損害を受けた(総資産の2割を超えた損害)など

●減免を受けるためには申請が必要です。減免基準の詳細については、福祉事務所にお問い合わせください。

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0901

吉野税務署からお知らせ

台風12号・15号で被災された個人の方を対象に、確定申告で所得税の全部または一部が軽減される雑損控除などの内容について説明会を開催します。

●日時⇒12月1日(木)午後3時～午後4時

●場所⇒十津川村役場 第1会議室

●対象⇒台風12号、15号で住宅や家財の被災を受けられた方

●説明内容⇒雑損控除などについて

【問】吉野税務署 ☎0746(32)3385

国税庁からお知らせ

☑申告などの期限の延長・納税の猶予について

●申告などの期限の延長

⇒災害などの理由で申告、納付などをその期限までできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

●納税証明書の手数料について

⇒災害で相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

●納税の猶予

災害などで財産に相当の損失を受けたときは、税務署長に申請をすることで次のとおり納税の猶予を受けることができます。

⇒損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
〈ロ〉所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注※〈イ〉、〈ロ〉とも災害のやんだ2か月以内に申請することが必要です。

⇒すでに納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

☑予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

●所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で清算されますが、災害などが発生した後に納期限となる予定納税や給与所得者の源泉所得税など、確定申告の前にその減額または徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額		
所得税法	災害等を受けた日の区分 1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。
	7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。 〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること。 〈ロ〉その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること。	

☑所得税の全部または一部の軽減(確定申告)

●地震、火災、風水害などの災害で、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税の全部または一部を軽減することができます。これら2つの方法は、次のような違いがあります。

●損失の発生原因

- ①⇒災害、盗難、横領による損失が対象となります。
- ②⇒災害による損失に限られます。

●対象となる資産の範囲等

- ①⇒生活に通常必要な資産に限られます。(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)
- ②⇒住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。

●控除額の計算または所得税の軽減額

①⇒控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。

〈イ〉差引損失額－所得金額の10分の1 ※差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされる金額

〈ロ〉差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

※災害関連支出＝災害で滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など

②↓

その年の所得金額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円 超 750万円以下	2分の1の軽減
750万円 超 1,000万円以下	4分の1の軽減

●参考事項

①⇒▼災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。▼損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。

②⇒▼原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。▼「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

国の支援

☑国道の応急復旧工事や土砂ダムの緊急対策工事に全力

前田武志国土交通大臣は17日、台風12号による県内や和歌山県の被災地を視察し、県庁で荒井知事と

会談されました。前田国交大臣は、荒井知事が目指す和歌山、三重、奈良の3県合同の復旧・復興会議に積極的に参加するほか、土砂ダムの緊急対策工事などに全力を挙げる考えを述べられました。その後、県庁で行われた会見では、「台風12号による土砂崩壊量は1億㎡で、過去最大規模だった明治22年の十津川村水害の約2億㎡に次いで4番目」と説明され、「大規模崩壊監視警戒システム(仮称)を、来年の雨期までに紀伊半島に先行導入し早期に危険情報を得て避難に役立てて欲しい」と述べられました。

※1億㎡は⇒東京ドーム80個分に相当する量です。
 ※大規模崩壊監視警戒システム(仮称)は専門家などの意見を聞くなどして「深層崩壊」などが予想される場所に振動センサーやワイヤーセンサーを設置し、人工衛星からの画像解析で地形変動を解析。さらに、近畿地方に4か所設置されたきめ細かく降雨状況を把握できるレーダー観測を活用し、センサーやレーダーの情報と衛星画像を組み合わせて、大規模崩壊や土砂ダムの発生場所をいち早く特定するシステムです。

県の支援

奈良県台風12号災害復旧・復興推進体制について



(役場の庁舎1階に十津川村復旧復興課の看板を設置する安井同課長(左)と村上副村長(右))

県は、台風12号災害で被災した市町村が「災害に強く、希望の持てる」地域として復旧・復興できるよう10月7日、奈良県台風12号災害復旧・復興推進本部(本部長:知事)を設置しました。これに伴い、県庁内の地域振興部南部振興監のもとに13日、「復旧・復興推進室」(13名)が新設されました。

出先機関では、土木部が83名体制に増員。大字上野地に事務所を置く工務第二課は、11名増員した24名体制で「十津川復旧復興課」に改組し、事務所を役場庁舎1階(住民課と福祉事務所の間)に設置されました。農林部でも、南部農林事務所に「治山・林道復旧チーム」が11日、設置されました。同本部は、平成26年度までを集中復旧・復興期間として今年度中に「復旧・復興計画」(仮称)を策定する予定で、次の主な業

務が行われます。

- 被災地域の迅速な立ち直り・回復
- ⇒道路などの応急復旧、土砂ダム対策
- ⇒避難者・被災者支援
- ⇒生業・産業支援

- 地域の再生・再興
- ⇒災害に強いインフラづくり
- ⇒新しい集落づくり
- ⇒産業・雇用の創造(林業・観光など)
- ⇒くらしづくり(教育・医療・福祉など)

- 安全・安心への備え
- ⇒監視・警戒・避難のシステムづくり
- ⇒深層崩壊のメカニズム解明と対策研究
- ⇒記録の整備、次世代への継承

復興応援

☑CENAL(セナル)が村で復興応援ミニコンサート

台風12号の影響で生徒たちが中心となり9月の開催を進めていた「心音(こころね)コンサート」が中止となった十津川高校。今月11日から40日ぶりに授業を再開した学校に17日、コンサートに出演予定だったCENAL(セナル)の二人が電撃訪問し歌で生徒たちにエールを送りました。

また、同日の夜に十津川村住民ホールで行われた復興応援ミニコンサートでは、村上副村長に義援金を手渡され、会場に集まった約100人の方々に歌で元気を届けられました。



五條市消防本部から大切なお知らせ

☑11月25日から119番が順次、五條市消防本部につながるようになります。

五條消防署十津川分署が、11月28日の午前10時に村立折立中学校体育館で開所式を行い、同日の正午から運用を開始します。

これに伴い、11月25日(金)から村内の一般の家庭電話や公衆電話から119番通報した場合、順次、五條市消防本部につながるようになり、28日の正午には、完全

に五條市消防本部に移行します。119番通報を受けた五條市消防本部の通信員が「はい、五條市消防本部です。火事ですか、救急ですか」とたずねますので、『火事』か『救急』かを伝えてください。

携帯電話から119番通報する場合、村内から119番すると五條市消防本部につながりますが、場所によっては、近隣の市町村につながることもあります。その場合は、五條市消防本部に転送されますので、電話を切らずに通信員の指示に従ってください。

訂正とお詫び

10月18日に発行した村報臨時号に誤りがありました。

次の箇所を訂正してお詫び申し上げます。

●被災者支援の『台風12号災害復旧対策資金』の箇所、融資利率を1.735%と記載していますが⇒1.0%に変更されています。また、保障料率を0.6%以内と記載していますが⇒激甚災害の指定を受けた十津川村内の被災事業者が「震災関係保障」を利用する場合は一律0.5%となります。

●18日に発行した臨時号で各種融資制度をご紹介しますが⇒十津川村商工会が、資金融資に関する様々な相談を受け付ける総合窓口を開設しています。

【総合窓口】十津川村商工会 ☎0746(62)0132

お知らせ

10月18日に発行した臨時号は11月10日に発行します。

通常版の村報とつかわは、12月号(12月12日発行)から再開します。

通常版の再開に伴い、「お誕生日おめでとう」のコーナーでは、12月と、掲載が出来なかった9月～11月生まれの1歳から3歳までのお子さんの顔写真を募集します。応募いただく写真は、データ、現像したものどちらでも可能です。たくさんのご応募お待ちしております。

【問】総務課広報係 ☎0746(62)0001

河瀬直美さんが耳から離れない言葉

「助け合うわだ」

映画作家の河瀬直美さんが神納川区に「美しき日本」の撮影で訪れました。ここで耳にした「助け合うわだ」という言葉が河瀬さんの耳から離れない。そのことが

書かれた文章を村長が読み、感動を受けました。

村民のみなさんにもその文章の一部をご紹介します。村一丸となって助け合っていきましょう。

▼〈月刊MOKU2011.10号より抜粋〉

私は、晴れてほしい日に天気予報をあまり見ない。とにかく空を見上げ雲の流れを追う。村のおじいさんがやっていた方法だ。雲がどちらからどちらの方向に流れているのかを見れば大抵の天気は予測できる。

そんなことを教えてくれたおじいさんの暮らす村周辺が9月3日、台風の被害を受けた。強い勢力の台風12号は、勢力を弱めずに北上し続け、速度を時速15kmという、まるで自転車で進むようにのろのろと四国から中国地方を縦断した。台風の右側にあたる紀伊半島は、一番風の影響を受ける形となり、険しい山々の斜面は所々で土砂崩れを伴い、その土砂によってせき止められた川は、水位を上げ続け集落を飲み込んだ。

100年以上前、明治時代に多くの死者を出し、村内が壊滅状態に陥った豪雨の際には、村人の多くが北海道に移住したと聞く。文献には当時の様子や、豪雨が去った後の土砂崩れにより亡くなった命があることなど克明に記されていた。そのとき、紀伊半島南部山間地の厳しい自然環境を目の当たりにし、そこに暮らす人々の強さを想った。

「美しき日本」の撮影で訪れた神納川区。この地区で暮らすおばあちゃんを撮影した。彼女たちは堂々と、その顔に刻んだとても素敵な皺をより一層くちやくちやくにしてこう言った。「助け合うわだ」彼女のその言葉が今、耳から離れない。一助け合う。彼女からいただいた素材で豊かなひととき。そのひとときは、あの厳しい自然の中で寄り添って暮らしてきた人々の心が与えたものだ。

その地区が孤立状態となっている。彼らの暮らしを今まさに支えるものはなんだろうと思う。おそらくは、あのおばあちゃんが言った一言に尽きるのではないか。ここに存在する一助け合うは、どこかのスローガンになるような、言葉だけが独り歩きするような一助け合うではない。実を伴った一助け合うだ。

貨幣という価値の上に大方のものは手に入る世の中だ。子どもは皆均一に高水準の教育を受けることができ、人々は平等に「なりたい自分になること」ができる。望めば手に入る可能性を最大限に持ち合わせた豊かな時代なのだ。

それなのに、それであるがゆえに、人類は本当の意味での実を伴った一助け合いができなくなってしまった。無関心無気力と言われて久しい。この先をどう歩いていけばいいのだろう。世界遺産である熊野古道に続くこの集落の今を想う。



(10月1日の神納川区の様子)